

薬害イレッサ 延命に猛抗議

「夢の新薬」として二〇〇二年に販売された肺がん治療薬「イレッサ」には従来の抗がん剤に比べ患者の延命効果がないことが輸入販売元のアストラゼネカ社の臨床試験報告でわかりました。報告内容は二月一日に厚生省の審議会で検討されましたが、延命効果のないことをアストラゼネカ社が医療現場に伝えるよう求められただけで、使用が継続されることになりました。これに対し、「薬害イレッサ原告団」などは、「新規患者の投与を早急に禁止すること」「これまでの副作用被害の責任をアストラゼネカ社と国は直ちに認め、被害の賠償をすること」などを求める声明を発表しました。同剤はヨーロッパでは承認申請が取り下げられ、アメリカでは新規患者への使用が禁止されています。

効果ないのに 使用継続決定

「イレッサ」は世界に先駆けて〇二年に日本で販売されました。当初は「夢の新薬」との触れ込みで、肺がん治療薬として盛んに使用されました。しかし、間質性肺炎などの副作用が続発し、昨年九月までに六七六人も患者が副作用死するなど重大な薬害問題へと発展しています。患者遺族は国やアストラゼネカ社の

責任を求め、提訴していますが、被告側は責任を認めていません。

欧州ではすでに承認申請を取り下げられ、アメリカカナダ、スイスでは新たな患者へのイレッサ投与が禁止されています。にもかかわらず日本で使用され続けている背景には、日本肺がん学会のガイドラインの存在と、「東洋人には効果がある」などの根拠ない報告があるためです。

使用継続を前提に学会が作成したもので、現在、市民団体がガイドライン作成に関与した医療関係者と製薬メーカーとの関係を追及しています。後者の「東洋人への効果については今回、メーカー側が提出した臨床試験データによって否定されることとなりました。

この試験データは二月一日、厚生労働省の審議会の場で検討されました。内容はイレッサと従来の抗がん剤との延命効果と比較したもので、日本人患者約五〇〇人を対象とした臨床試験データです。それによると、イレッサを投与した患者

と、従来の抗がん剤投与患者とを比べると、一年未満の生存率がイレッサ投与患者の方が劣るとの結果となっています。従来の抗がん剤では一人の死亡者も出ないのに、イレッサでは三人の間質性肺炎による死亡例が出たことも示されています。他の抗がん剤と比較して東洋人であってもイレッサには「延命効果」のないことがわかったのです。

しかし、審議会および厚生労働省は、この事実を医療現場に情報提供するようアストラゼネカ社に求めただけで、使用の中止や新たな規制措置の導入を決定しなかつたそうです。

イレッサについては二年以上にわたり国の審議会での検討が続けられてきました。次々と同剤の問題点を示すデータが出ているのに、未だにデータ解析の段階です。これでは副作用被害は拡大します。

このような事態に対し、イレッサ薬害被害者の会や薬害イレッサ原告団は、二月二日、「声明」を発表し、「新規患者の投与を禁止すること」「アストラゼネカ社と国は副作用被害発生時の責任を直ちに認め、被害の賠償をすること」などを訴えました。

薬害の根絶は、まず責任を認め、被害者を救済することが出発点となります。以上のことを主婦連合会も強く求めます。